

# 女性活躍推進法に基づく新富町特定事業主行動計画

新富町

新富町教育委員会

新富町議会

新富町選挙管理委員会

新富町監査委員

新富町農業委員会

令和3年3月

## 1 計画策定の趣旨

新富町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「法」という。)第15条に基づき、新富町長、新富町教育委員会、新富町議会議長、新富町選挙管理委員会、新富町監査委員、新富町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

## 2 計画期間

法は令和7年度までの時限立法で計画期間を10年間としており、平成28年度から令和2年度までの5年間の前期計画期間、その後、令和3年度から令和7年度までの5年間の後期計画期間とし、本計画は、この後期計画となるものです。

後期5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくこととします。

## 3 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、新富町女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画策定委員会を設置し、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

## 4 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。)第2条に基づき、町長部局、教育委員会議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、教育委員会、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

○令和7年度までに男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を令和元年度実績75%を引上げ、90%以上とする。

○令和7年度までに職員の年次休暇取得日数を令和元年度平均取得日11日を引上げ、13日以上とする。

○令和7年度までに管理的地位にある職員に占める女性割合を令和元年度実績21%を引上げ、30%以上とする。

○令和7年度までに係長職の女性職員の割合を令和元年度実績48%を引上げ、55%以上とする。

○令和7年度までに課長補佐職の女性職員の割合を令和元年度実績20%を引上げ、37%以上とする。

## 5 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

4. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。なお、この取組は、町長部局、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事業について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- 令和3年度より、出産等を控えている若手職員に対し、育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等の活用促進に関する助言を行う。
- 令和3年度より、育児休業、配偶者出産休暇などに関する情報を電子掲示板等で閲覧出来るようにする。
- 令和3年度より、育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。
- 令和3年度より、年次休暇の取得啓発を行い、各職員への徹底を図る。
- 令和3年度より、ワークライフバランス推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくりを目的として、人事評価を実施する。
- 令和3年度より、女性職員のみを対象とする研修や外部研修（市町村アカデミー等）への派遣を行う。
- 令和3年度より、女性会計年度任用職員について、必要な業務研修を実施する。